

豊中市みまもりステッカー配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、徘徊（ひとり歩き）により行方不明になるおそれがある認知症の人とその家族等に対し、事業を実施することにより、身元確認や保護に役立てるとともに、その家族等の精神的負担の軽減に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、豊中市とする。

(委託)

第3条 事業の実施について、利用者の決定を除き、事業者に委託することができる。

(事業内容)

第4条 認知症の人の所持品等にステッカーを貼り付け、行方不明になった際に発見者がステッカーの情報により、家族等と直接連絡がとれることで、身元確認及び保護を行う。

(事業の対象者)

第5条 市内に居住し、徘徊（ひとり歩き）により行方不明になる恐れのある65歳以上又は若年性認知症の人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症の確定診断を受けている者
- (2) 過去に徘徊（ひとり歩き）により行方不明になったことがある者
- (3) 介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上」と確認できる者
- (4) 認知症の医療受診を検討している者
- (5) その他市長が必要と認める者

(利用の申込・配付)

第6条 配付を希望する者は、豊中市認知症高齢者等見守りサービス申込書（様式第1号）（以下、「申込書」という。）を市長に申し込むものとする。ただし、豊中市が周知啓発の一環として配付する場合は、この限りでない。

(費用の負担等)

第7条 次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める者の負担とする。

- (1) 初回費用は、市が負担する。ただし、1回目のみとする。
- (2) 2回目以降継続利用する場合は、利用者負担とする。

(個人情報の提供及び秘密義務)

第8条 市長は、事業の実施に必要な個人情報を委託事業者に提供できるものとする。

2 委託事業者は、業務上知り得た個人情報やその他の情報を他に漏らし、又は事業の実施以外の目的で使用してはならない。委託契約終了後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

緊急 連絡先① (主な介護者)	ふりがな	電話番号	
	氏名 続柄 ()		
	住 所		
緊急 連絡先②	ふりがな	電話番号	
	氏名 続柄 ()		
	住 所		
緊急 連絡先③	ふりがな	電話番号	
	氏名 続柄 ()		
	住 所		
緊急 連絡先④	ふりがな	電話番号	
	氏名 続柄 ()		
	住 所		

～申込にあたっての注意事項～

◆認知症個人賠償責任保険事業を申込みの方へ

- ・保険金請求時に必要となる保険証券番号については、決定通知書に同封して申込者に送付します。
- ・2年ごとに更新が必要です。更新書類は申込者に送付します。

◆みまもりステッカー・高齢者位置情報システムを申込みの方へ

ステッカーまたは端末装置（GPS）の送付先についてお選びください。

<input type="checkbox"/> 利用者	<input type="checkbox"/> 申込者	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先（1・2・3・4）
<input type="checkbox"/> その他（氏名：		続柄： 送付先：)